

## 第5節 雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

### 1 道路交通における雪氷対策

#### (1) 雪氷対策体制

ア 冬期における円滑な道路交通の確保のため、県は、雪氷対策体制を確立するものとする。

イ 雪氷対策体制の確立期間は、12月1日から翌年3月31日までとし、この期間を雪氷対策期間とする。但し、本部長が必要と認めるときは、この期間を変更することができるものとする。

ウ 雪氷対策体制は雪氷対策本部及び支部からなり、組織、設置場所は次のとおりとする。

①雪氷対策本部	本部長	県土整備部長
	副本部長	道路管理課長
	本部職員	道路管理課員及び本部長が命じた者
	設置場所	道路管理課
②雪氷対策支部	支部長	建設事務所長
	副支部長	次長、支所長及び支部長が認めた者
	支部職員	建設事務所職員
	設置場所	各建設事務所、支所

エ 掌握事務について

① 本部長は、高速道路会社、国土交通省、市町村などの道路管理者(以下、「各道路管理者」という。)及び交通管理者などの関係機関と連絡を密にし、情報収集や調整に努め、県民への広報を行うと共に適切な雪氷体制の確立を各支部へ指示する。

② 支部長は、あらかじめ、各道路管理者や関係機関と情報を交換し、必要に応じて連絡会議を開催し調整を行うとともに、雪氷対策体制を確立するものとする。また支部長は、雪氷対策期間前に「雪氷対策実施計画書」を定め、除雪委託業者の作業範囲や、各道路管理者との除雪の連携方策について調整を行うものとする。

③ 支部長は、積雪時には、道路交通への支障の有無を掌握し、本部に報告すると共に雪氷対策に万全を期すものとする。

オ 除雪実施体制について

① 本部及び支部は、積雪時及び積雪の恐れがある場合に、別表1のとおり除雪実施体制を築くものとする。

② 県は、除雪体制や除雪目標等を定めた、山梨県道路除排雪計画を策定するものとする。

③ 雪氷対策本部及び支部は、山梨県道路除排雪計画に基づき除雪を実施するものとし、やむを得ず通行規制を実施する場合や立ち往生車両の措置等についても同計画に基づくものとする。

別表 1

	体制の発令基準
準備体制	・ 気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合
注意体制	・ 路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じるおそれがある場合 ・ 積雪深が 10cm に達した場合 ・ 気象台から大雪注意報が発表された場合
警戒体制	・ 路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・ 積雪深が 20cm に達し、さらに降雪のおそれがある場合 ・ 積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合
非常体制	・ 気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・ 県内の広範囲に積雪深が 30cm を大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・ 異常降雪における災害警戒本部が設置された場合

## 2 住民組織との連携、情報連絡等

雪害時においては、県は、市町村、自主防災組織、ボランティア等との連携、及び情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

## 3 広報活動

県及び市町村は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、県民に対する注意喚起等を行う。更に、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速的確な広報を実施し、再発防止に努める。

## 4 消防防災ヘリコプター等の活用

県は、消防防災ヘリコプター等を活用し、雪崩危険箇所等に係る情報を上空から適時収集し、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

# 第6節 消防対策

## 1 市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応

(1) 県は、火災をはじめ各種災害に対処して、市町村及び消防機関間で締結している応援協定の円滑な運用のため、各消防機関の消防力の充実を図るよう指導する。

また、都道府県知事には消防組織法第 43 条により市町村長に対する災害防ぎょに関する指示権が与えられているので、県下消防機関等の消防力の現状の把握に努める。

(2) 消防の応援を要請しようとする市町村長又は消防長は、次の事項に留意して他の消防機関に要請を行うものとする。

ア 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容

イ 集結場所への連絡員の派遣

ウ 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

## 2 災害防ぎょ措置

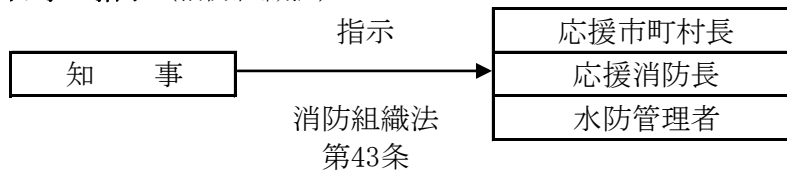
(1) 災害が広域にわたり又は大規模である場合は、被災市町村が一体となり又は他の市町村の応援を得て災害防ぎょを実施する。

非常事態の場合において緊急の必要があるときは、知事は消防組織法第43条に基づき市町村長又は消防長に対し

- ア 災害防ぎょの実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援要請
- ウ 災害用資器材の調達輸送
- エ その他の応援

等の指示を行い、防ぎょ措置の早期確立を図る。

**知事の指示**（消防組織法）



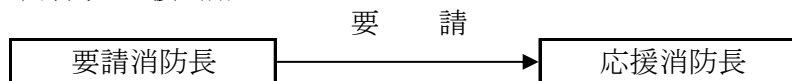
また、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

(2) 各消防本部消防長は、

- ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎょ、救助等が著しく困難と認めるとき
- イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき
- ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき

「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

**消防本部間の応援要請**



(3) 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

市町村長又は消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、予め次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

- ア 出動部隊数
- イ 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
- エ 各部隊の進入担当方面
- オ 使用放水口及び所要ホース数
- カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

(4) 消防水利の統制

市町村長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、予め到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利(貯水槽(池))及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、予め水利統制計画を樹立するものとする。

**ア 有限貯水槽(池)等の消防ポンプ車配置標準**

- ① 40 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～2台
- ② 60 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～3台
- ③ 100 m<sup>3</sup>貯水槽(池)その他これらと同等の水利では2～4台
- ④ 火災拡大のおそれがある地域、長時間防ぎよを必要とする特殊な火災のときは、40 m<sup>3</sup>及び60 m<sup>3</sup>に1台、100 m<sup>3</sup>に2台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水する。

**イ 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数**

水圧 鋼管口径mm 口数	75	100	150	200	250	300	350	400
0～0.34kg/cm <sup>2</sup>	0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.7	0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.7～1.4	0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.4～2.1	1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
2.1～	1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

(5) 飛火警戒

市町村長又は消防長は、飛火によって第2次、第3次の火災が続発して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受け持ち区域全般にわたって、予め警戒配備場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

**ア 飛火防ぎよ部隊の編成**

飛火防ぎよ部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

**イ 飛火警戒隊**

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎよする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- ① 所定防ぎよ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- ② 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

**ウ 警戒巡ら隊**

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。

- ① 消防団もしくは自衛消防隊をもってこれにあてる。
- ② 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

**エ 飛火警戒の配置標準**

- ① 風下方面 400m 以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒にあたる。
- ② 前項飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m 内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。
- ③ 風下方面 600m 以上及び風下寄、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

**オ 飛火警戒の要領**

- ① 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- ② 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

### 3 林野火災の応急対策

#### (1) 県のとるべき措置

##### ア 消防防災ヘリコプターの出動

知事は、市町村長等からの要請に基づき、消防防災ヘリコプターを出動させる。

- ・情報の掌握
  - ・空中消火
  - ・地上防ぎよ隊への資器材補給
  - ・防ぎよ戦術の支援
- 等の活動にあたる。

##### イ 消防庁への応援要請

知事は、県所有の消防防災ヘリコプターのみでは不十分と予想するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に対しヘリコプターの派遣を要請する。

##### ウ 自衛隊への応援要請

知事は、前項のほか、自衛隊の派遣を必要とするときは、市町村長の依頼により、自衛隊に対し「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

#### (2) 市町村のとるべき措置

ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県林政部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ 市町村長又は消防長は、林野火災防ぎよにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- ① 各部隊の出動地域(以下、消防団を含む。)
- ② 出動順路及び防ぎよ担当区域
- ③ 携行する消防資器材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- ⑤ 隊員の安全確保
  - ・気象状況の急変による事故防止
  - ・落石、転落等による事故防止
  - ・進入、退路の明確化
  - ・隊及び隊員相互の連携
  - ・地理精通者の確保
  - ・隊員の服装
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関(山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等)との連絡方法

### 第7節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力(株)浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合(本県の地域が緊急事態応急対策実施区

域に指定された場合も含む。)の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

## 1 情報の収集及び連絡体制の確立

### (1) 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

また、必要に応じ、静岡県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事態の状況などを把握する。

### (2) 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、県内市町村等に連絡する。

### (3) 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

## 2 活動体制の確立

### (1) 防災危機管理課職員の参集

中部電力浜岡原子力発電所において警戒事態が発生した場合、速やかに防災危機管理課職員は参集し、情報の収集及び連絡体制を確立する。

### (2) 原子力災害警戒本部の設置

中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、速やかに本部職員を非常参集し、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の構成員は、県災害警戒本部に準ずるものとし、応急対策について必要な調整を行う。

### (3) 原子力災害対策本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、原子力災害対策本部を設置する。

原子力災害対策本部の構成員は、県災害対策本部に準ずるものとし、必要な応急対策を行う。

## 3 モニタリング活動

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の対応

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集する。

また、必要に応じ、平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施する。

モニタリング結果は、速やかに公表する。

### (2) 緊急時モニタリング活動

県は、国からの指示に従い、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成された緊急時モニタリングセンターの指揮のもとに行われる。

### (3) 放射性核種濃度の測定

県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の

測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。

なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。

- ア 福祉保健部 飲料水の検査
- イ 林政部 林産物の検査
- ウ 環境・エネルギー部 大気、水質、廃棄物の検査
- エ 産業労働部 工業製品の検査
- オ 農政部 農畜水産物の検査
- カ 県土整備部 下水汚泥の検査

#### 4 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から本県への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、本章第1節5「広域避難」及び本章第1節6「広域一時滞在」により受け入れるものとする。なお、県は必要に応じて、一時避難所を確保するとともに、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努める。

#### 5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本県に対して原災法第15条の指示があった場合、県及び関係市町村は、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

- (3) 県は、市町村長が屋内退避もしくは避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるように関係機関に要請する。

表1 屋内又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p>	<p>20 <math>\mu</math> Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)</p>	<p>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。</p>
--	---	--

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

## 6 飲料水・飲食物の摂取制限

(1) 県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。

(2) 県は、国の指示及び要請に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg



対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

## 7 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

## 8 住民等への的確な情報伝達活動

県は、市町村と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

## 9 風評被害等の影響への対策

県は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

# 第8節 緊急輸送対策

## 1 輸送対策

### (1) 実施責任者

防災関係機関等応急対策の実施責任者は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施するものとする。

### (2) 輸送（物資等の運送）の要請等

ア 知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

イ 国（県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

ウ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、運輸資機材の故障など知事又は国において、要請を受入れることができない正当な理由があると認める場合のほかは、要請に応じるものとする。

エ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事又は国は、災害応急対策の実施のため、特に必要があると認めるときに限り、輸送を書面により指示するものとする。

### (3) 輸送力の確保

ア 自動車等による輸送力の確保

- ① 応急対策実施機関所有の車両等の使用
- ② 公共的団体所有の車両等の使用
- ③ 営業車両の使用(日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく)
- ④ その他自家用車両の使用

#### イ 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、これによる。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

#### ウ 航空機による輸送

実施責任者は、地上交通が途絶したとき、又は急を要するとき、県本部長に航空機による輸送を要請するものとする。

県本部長は、消防防災ヘリコプターを使用するとともに、必要に応じ「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に要請するほか、「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊に要請する。

#### エ 人夫等による搬送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により搬送する。

#### オ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

## 第9節 交通対策

災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

### 1 交通規制

#### (1) 基本方針

- ア 県内被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。
- イ 県内被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。
- ウ 避難路及び緊急輸送道路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止する。
- エ 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

#### (2) 交通規制計画

県警察は、災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保するため、予め交通規制計画を策定する。

#### (3) 交通規制の実施

- ア 県警察は、予め策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。
- イ 道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めるときは、通行を規制する。

#### (4) 交通規制の標示

- ア 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- イ 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17

日)に定められた標識等を設置する。

**(5) 交通規制の措置**

ア 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

- ① 規制の対象
- ② 規制する区域又は区間
- ③ 規制する期間

イ 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、予め当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	<b>20号</b> 上野原市上野原井戸尻から北杜市白州町山口(国界橋北詰) <b>52号</b> 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 <b>138号</b> 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰(県境) <b>139号</b> 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

ウ 県公安委員会は、通行の規制をしたときは速やかに近県の公安委員会へ、規制の対象、区間等を通知する。

**(6) 道路標識の設置基準**

ア 道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

イ 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施す。

**(7) 交通管制センター等の運用計画**

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、予め災害発生時における運用計画を策定する。

**2 緊急輸送道路等の確保**

**(1) 基本方針**

ア 県公安委員会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。

イ 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

ウ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

- エ 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

## (2) 緊急輸送道路確保のための措置

### ア 交通管制施設の活用

県公安委員会は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

### イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができる。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

### ウ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

### エ 信号機用電源附加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。

### オ 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送道路の障害物の撤去について、自衛隊、消防機関、道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

## 3 運転者の執るべき措置

### (1) 走行中の運転者の措置

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### (2) 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

### (3) 通行禁止区域内の運転者の措置

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる

- ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

#### 4 緊急通行車両の確認

##### (1) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

###### ア 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

- ◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能
- ※ 第一局面＝大規模災害発生直後

###### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

###### ① 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

- ◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能  
自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

###### ② 大型貨物自動車、事業用自動車等

- ◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。
- ※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

(イ) (ア) 以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

###### ① 規制除外の事前届対象となる車両

- ◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能
  - 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
  - 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
  - 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
  - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

###### ② 規制除外の事前届対象とならない車両

- ◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両。
  - 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
  - 路線バス・高速バス
  - 霊柩車
  - 一定の物資を輸送する大型貨物自動車
    - ※ 搬送する物資の例
      - ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等
      - ・ 食料品、日用品等の消費財
      - ・ 建築用資材
      - ・ 金融機関の現金

- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

## (2) 緊急通行車両の確認

### ア 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急通行車両の確認証明書を交付する。

### イ 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

## 緊急通行車両の確認に係る標章

別記様式第 3 (第 6 条関係)



- 参考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 5 (第 6 条の 2 関係)

第		号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
活動地域			
車両の使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名又は名称		
有効期限			
備考			

(備考) 日本工業規格 A 5 とする。

## (3) 規制除外車両の確認

### ア 規制除外車両の確認手続き

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続きは、警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

イ 規制除外車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、規制除外車両について予め必要事項の届出を受けるとともに、規制除外車両事前届出済証を交付する。

届出に関する手続きは別に定めるところによる。

ウ 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

### 別記様式第6

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
山梨県公安委員会 印		
番 号 標 に 表 さ れ て い る 番		
車 両 の 用 途 ( 緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 人 員 又 は 品 名		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 5 交通検問

交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要所に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回指導、交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

## 6 交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

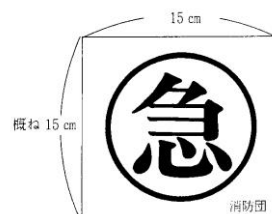
また、インターネットにより情報提供を行う。

## 7 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

### (1) 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。



(山梨県道路公社の場合)

通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする

※ 標章中の「消防団」の箇所は、「消防団等作成団体名及び責任者職氏名」を記載する。

(中日本高速道路㈱八王子支社の場合)

ア 山梨県は中日本高速道路株式会社八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。

イ 中日本高速道路株式会社から災害派遣等従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。

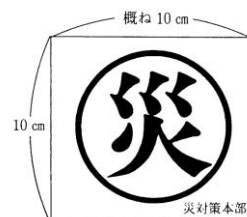
ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのちに証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合、①通行区間(道路名、流出・流入IC)、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

### (2) 災害復旧等の出動の取扱い

ア 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、地域県民センター、建設事務所、市町村、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。

イ 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社(055-226-3835)に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

ウ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

エ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右(通行車両の責任者が作成して貼付する。)の表示を貼付する。

※ 標章中の「災害対策本部」の箇所は、「各災害対策本部等関係機関名及び責任者職氏名」を記載する。

オ 中日本高速道路㈱八王子支社が管理する道路の場合は、(1) 緊急出動の取扱いと同



様とする。

## 8 交通マネジメント

- (1) 県は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めるため、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に対し、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」の開催を要請する。
- (2) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (3) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。
- ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組
- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

### 第10節 災害救助法による救助

#### 1 目的

一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、概ね次のとおりである。

##### (1) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の1/2、床上浸水等は1/3として換算する。

イ 県の区域内において、同一災害により県下に1,000世帯以上の住宅が滅失した場合は、当該市町村は上記世帯数の1/2以上であること。

ウ 県の区域内において、5,000世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### (2) 県内市町村適用基準一覧表

(平27年国勢調査)

市町村名	人口	適用基準世帯	市町村名	人口	適用基準世帯
甲府市	193,125人	100世帯	早川町	1,068	30
富士吉田市	49,003	60	身延町	12,669	40
都留市	32,002	60	南部町	8,067	40
山梨市	35,141	60	富士川町	15,294	50
大月市	25,419	50	昭和町	19,505	50
韮崎市	30,680	60	道志村	1,743	30
南アルプス市	70,828	80	西桂町	4,342	30
北杜市	45,111	60	忍野村	8,968	40
甲斐市	74,386	80	山中湖村	5,208	40
笛吹市	69,559	80	鳴沢村	2,921	30
上野原市	24,805	50	富士河口湖町	25,329	50
甲州市	31,671	60	小菅村	726	30
中央市	31,124	60	丹波山村	563	30
市川三郷町	15,673	50			

### 3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市町村長は、災害救助法の適用の必要があると認めるときは知事に対しその旨要請するものとする。
- (2) 知事は、市町村長の要請に基づき、必要があると認めるときは災害救助法を適用する。
- (3) 知事は、災害救助法を適用したときは当該市町村及び各部局に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。

### 4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、知事は市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知するとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を市町村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

### 5 災害救助法による救助

#### (1) 避難

##### ア 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

##### イ 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

##### ウ 避難所設置の方法

- ① 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。
- ② 災害の状況により、当該市町村で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。
- ③ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

##### エ 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

#### オ 費用

1人1日当たり340円以内

### (2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

#### ア 応急仮設住宅の供与

##### ① 応急仮設住宅供与の対象者

- a 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

##### ② 応急仮設住宅の種類

###### a 建設型応急住宅

###### (a) 敷地

原則として、公有地を利用する。

###### (b) 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

###### (c) 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり677万5千円以内の額とする。

###### (d) 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

###### (e) 供与期間

2年以内とする。

###### b 賃貸型応急住宅

###### (a) 規模

世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準ずる。

###### (b) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

###### (c) 供与期間

2年以内とする。

###### c その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給を行う。

## イ 被災した住宅の応急修理

### ① 応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 5万円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 706千円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内	居室、炊事、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 343千円以内			

### (3) 炊き出しその他による食品の給与

#### ア 給与を受ける者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ その他滞留者等給付を必要と認められる者

#### イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

#### ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

#### エ 費用

1人1日1,230円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

### (4) 生活必需品の給与又は貸与

#### ア 給与(貸与)を受ける者

- ① 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

#### イ 給与(貸与)の期間

災害発生の日から10日以内

#### ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	56,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

注：夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月)

## (5) 医 療

### ア 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

### イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

### ウ 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容・看護

### エ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

### オ 医療の期間

災害発生日から14日以内

## (6) 助 産

### ア 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者(死者及び流産を含む)

### イ 助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

### ウ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

### エ 費用の限度額

- ① 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く)等の実費
- ② 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

## (7) 救 出

### ア 救出を受ける者

- ① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため、生死不明の状態にある者

### イ 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

### ウ 救出期間

災害発生の日から3日以内

## (8) 障害物の除去

### ア 対 象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ③ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

### イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

## (9) 死体の搜索

### ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

- イ 検索期間 災害発生の日から 10 日以内
- ウ 費用 検索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

**(10) 死体の処理**

- ア 処理を行う場合  
災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- イ 処理の方法  
救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- ウ 処理期間  
災害発生の日から 10 日以内
- エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当たり 3, 500 円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料 1 体当たり 5, 500 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

**(11) 死体の埋葬**

- ア 死体の埋葬を行うとき
  - ① 災害時の混乱の際に死亡した者であること
  - ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- イ 埋葬の方法  
救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。
- ウ 埋葬の期間  
災害発生の日から 10 日以内
- エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
1 体当たり 219, 100 円以内	1 体当たり 175, 200 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

**(12) 教科書等学用品の給与**

- ア 給与を受ける者  
住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
- イ 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から 1 ヶ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1 人当たり 4, 800 円以内 中学校生徒 1 人当たり 5, 100 円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	高等学校等生徒 1 人当たり 5, 600 円以内

## 第11節 避難、救援対策

### 1 避難対策

・大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市町村長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

・特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。）

・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

・県と市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

・市町村は、避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。また、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

・国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

・市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

・県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支

援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### (1) 避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりであるが、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第60条第6項)

ア 市町村長(災害対策基本法第60条)

イ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 水防管理者(水防法第29条)

エ 消防職員、団員(消防法第36条において準用する同法第28条)

オ 警察官(災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条)

### (2) 避難の報告及び通知

報告者	報告先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法
知事(県職員)	警察署長	地すべり等防止法に基づく指示の場合
水防管理者	警察署長	水防法に基づく指示の場合
警察官	市町村長 公安委員会	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合

### (3) 市町村の避難計画

市町村は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

県は市町村の避難計画の現状を把握し、長期にわたる避難を想定し適切な指導を行う。

#### ア 避難計画の概要

- ・ 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- ・ 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ・ 危険地域、危険施設物等の所在場所
- ・ 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ・ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ・ 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化(避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等)
- ・ 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

#### イ 避難所の選定基準等

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。



指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に有るものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

#### ○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市町村長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

#### ○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの。

- ・指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、2㎡以上とする。
- ・指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ・指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- ・指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- ・指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- ・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ・市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ・市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

#### ウ 避難所の整備

- ・指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- ・要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。
- ・市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、

携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

## エ 避難道路

- ・避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- ・避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- ・避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- ・誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

## オ 避難所の運営管理

- ・市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- ・市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。
- ・それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。
- ・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ・被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ・指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・D

Vについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- ・市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- ・市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ・市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ・県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。
- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

#### カ 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

#### (4) 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市町村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施する。

#### (5) 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

#### (6) 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舎等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、本章第 1 節 5 「広域避難」 6 「広域

一時滞在」により、関係市町村及び関係都道府県知事等との調整等を図るものとする。  
市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、本章第1節5「広域避難」6「広域一時滞在」による知事からの協議にともない、市町村営住宅等を活用し受け入れに努める。

## 2 帰宅困難者等対策

### (1) 実施機関

県、市町村、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者 等関係機関は、相互に密接な連絡をとり、必要かつ適切な措置をとる。

県本部は、各機関を通じて自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客などの帰宅困難者や滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

### (2) 具体的措置

ア 関係各機関は、帰宅困難者等に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努める。

イ 帰宅困難者等は、自助努力によって食糧等を確保するものとするが、不足するときは当該市町村において斡旋などの便宜を図るものとする。

なお、長期にわたって滞留することを余儀なくされたとき、又は危険が予想されるときは、関係機関は必要に応じて、滞在場所を確保し、保護するものとする。

ウ 滞在場所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

## 3 医療対策

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、迅速に保健医療対策を実施して県民の生命・健康の安全に努める。

### <迅速かつ的確な初動体制の確立>

迅速に山梨県保健医療救護対策本部（以下「県救護本部」という。）体制を確立し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分・配置、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣その他必要な措置をとる。

#### (1) 保健医療救護対策本部職員構成

##### ア 県保健医療救護対策本部

県保健医療救護対策本部長 1名（県福祉保健部長）

県保健医療救護対策副本部長 4名（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表）

県保健医療救護対策本部連絡調整役 若干名（県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する）

県保健医療救護対策本部職員 福祉保健部医務課、福祉保健総務課、衛生薬務課、及び健康増進課の職員

県災害医療コーディネーター 県が指定する者（災害医療に係るあらゆる事項への助言・調整を行う。）

##### イ 地区保健医療救護対策本部

地区保健医療救護対策本部長 1名（各保健所長）

地区保健医療救護対策副本部長 若干名（地区医師会、支部歯科医師会、地域薬剤師会の代表）

地区保健医療救護対策本部連絡班 若干名（地区本部長が委嘱）

地区保健医療救護対策本部職員 保健所職員

地区災害医療コーディネーター 県が指定する者

## (2) 県保健医療救護対策本部の設置場所

### ア 県庁本館 5 階福祉保健部医務課

(県庁舎が使用不能の場合は、県災害対策本部と連携し、最寄りの地方連絡本部に設置する。)

### イ 地区本部

各保健所内

(庁舎が使用不能の場合は、最寄りの県出先機関又は地方連絡本部と連動して設置する。)

## (3) 県保健医療救護対策本部幹部職員の配備体制

県保健医療救護対策本部長等本部職員の配備が困難な状況が発生したときは、予め定められた順位の者が代理する。

## (4) 県保健医療救護対策本部職員の配備体制

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル及びアクションカードに基づき配備につく

## (5) 連絡体制

防災行政無線、電話等により、県保健医療救護対策本部と地区保健医療救護対策本部等との通信を行う。

## <災害医療コーディネーター・小児周産期リエゾンの身分及び業務>

災害医療コーディネーター及び小児周産期リエゾンは、災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できるよう、県保健医療救護対策本部の本部長の要請により参集し、県または地区保健医療救護対策本部にて活動を行う。

### (1) 災害医療コーディネーター

#### ①身分

知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の医療の現状について熟知している者を災害医療コーディネーターとして委嘱する。

#### ②業務

災害発生直後の急性期から亜急性期、慢性期に移行し、医療救護活動が安定するまでの間、以下の業務を行う。

ア 医療機関等の被災状況や傷病者の状況に関する情報の収集、分析

イ 医療救護班の派遣及び配置に関する調整及び助言

ウ 被災傷病者の搬送及び収容先医療機関の確保に関する調整及び助言

エ 保健医療救護対策本部の運営支援

オ その他医療救護に関し必要な調整及び助言

### (2) 小児周産期リエゾン

#### ①身分

知事は、災害医療に精通し、かつ、山梨県の小児周産期医療の現状について熟知している者を災害時小児周産期リエゾンとして委嘱する。

#### ②業務

災害医療コーディネーター等の関係者と連携し、以下の業務を行う。

ア 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行う。

イ 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信を行う。

ウ 災害急性期における母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行う。

エ 被災地等への医師派遣の調整を行う。

オ 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。

カ その他知事が必要と認めた事項を行う。

## ＜医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣＞

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や市町村が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、予め編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※1・災害派遣精神医療チーム（DPAT）※2を派遣し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。

※1 DMAT：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※2 DPAT：災害の急性期から中長期（概ね発災後6ヵ月程度）に及び精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、専門的な訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

### (1) 医療救護班

#### ①編成

医療機関・団体ごとに医療救護班を編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

ア 県直轄救護班

イ 日赤救護班

ウ 医師会救護班

エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）

オ 歯科医師会救護班

カ その他（医療ボランティア等）

#### ②派遣

医療救護班の派遣は、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに定める手順により、被災状況に応じて又は関係機関の要請に基づき派遣する。

### (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）

#### ①編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

#### ②派遣

DMATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。

なお、県外からの医療の支援が必要な規模の災害時には、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省に要請する。

#### ③活動終了

DMATによる活動または活動の終了以降、県は日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、国立大学病院、民間医療機関等からの医療チームの派遣協力を得て避難所、救護所を含め被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、この調整にあたって災害医療コーディネーターを活用する。この際、医療チームの交代により医療情報が断絶することのないよう引継が適切に実施されるよう努める。

### (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

#### ①編成

精神科医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、業務調整員などで編成されるチームを複数編成し、原則、各班員のうち精神科医師1名を班長とする。

#### ②派遣

DPATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。なお、県外からの精神医療、精神保健活動の支援が必要な規模の災害時には、DPATの派遣を他の都道府県、厚生労働省（DPAT事務局）に要請する。

### ③活動終了

D P A Tによる活動中において、県はD M A T、J M A T、日本赤十字社等の医療チーム、市町村等と連携し一体的な支援が行える体制を確保するとともに、活動の終了以降、県内精神科医療機関、保健所、市町村等に精神医療、精神保健活動による支援が必要な被災者を引き継ぐ。

## <医療救護所の設置・運営>

市町村災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

### (1) 設置基準

- ① 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- ② 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ③ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- ⑤ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

### (2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ① 特に被害の甚大な地域
- ② 傷病者が多数見込まれる地域
- ③ 医療施設の稼働率の低い地域
- ④ 傷病者が集まりやすい場所
- ⑤ 二次災害を受けにくい場所
- ⑥ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- ⑦ ライフラインの確保しやすい場所
- ⑧ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ⑨ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

### (3) 医療救護所の役割

- ① 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ② 軽症患者の受入れ及び処置
- ③ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

## <医療機関の医療救護体制>

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班の派遣及び医療スタッフの派遣を行う。

### (1) 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定する。

#### ア 災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行う。

#### (ア) 基幹災害拠点病院

三次救急医療機関として、被災現場、医療救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行う。

- ① 県立中央病院

**(イ) 地域災害拠点病院**

医療圏ごとに1～2病院を指定

- ① 市立甲府病院 ② 山梨厚生病院 ③ 笛吹中央病院
- ④ 富士川病院 ⑤ 白根徳洲会病院 ⑥ 韮崎市立病院 ⑦ 富士吉田市立病院
- ⑧ 大月市立中央病院 ⑨ 都留市立病院

**イ 災害支援病院**

災害支援病院は、災害拠点病院の機能を支援する。

**(ア) 基幹災害支援病院**

- ① 山梨大学医学部附属病院
- ② 山梨赤十字病院

**(イ) 地域災害支援病院**

県下 29 病院を指定

**(2) 医療機関の整備**

県及び病院開設者は、被災時において医療機能を維持するため、平時から燃料の確保をはじめとしたライフラインの維持機能の整備、応急用医療資材の備蓄、医療スタッフ等の研修に努める。

**(3) 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備**

県は、被災時において、多数傷病者の発生により、県内で対応が困難な傷病者について、県外の後方支援機関に自衛隊機等を用いて搬送するための拠点となる SCU の整備に努める。

- ① 小瀬スポーツ公園補助競技場
- ② その他

**< 応急医療救護業務 >**

災害時の応急医療救護業務は次のとおりとする。

**(1) 医療救護班等**

**ア 医療救護班**

- ① 傷病者の応急処置
- ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定(トリアージ)
- ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- ④ 助産救護
- ⑤ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

**イ 歯科医療救護班**

- ① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
- ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療
- ③ 検視・検案に際しての協力

**(2) 医療機関**

- ① 被害情報の収集及び伝達
- ② 応需情報(診療可能状況)の報告
- ③ 傷病者の検査及びトリアージ
- ④ 重症患者の後方医療機関への搬送
- ⑤ 傷病者の処置及び治療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 医療救護班、医療スタッフの派遣
- ⑧ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

**(3) 応急医療救護活動の留意事項**

- ① 被災地内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災



- 地外医療機関への迅速な搬送に努める。
- ② 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早めに県救護本部に要請を行う。
  - ③ 医療スタッフが不足する場合も同様とする。
  - ④ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要配慮者等の医療相談や保健指導にも留意する。
  - ⑤ 地区救護本部、市町村対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

### ＜特殊医療対策＞

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から災害時要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

### ＜歯科医療対策＞

歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

#### (1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

#### (2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診療車を派遣するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

#### (3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所、又は被災地における歯科保健相談、指導等を行う。

### ＜精神保健医療対策＞

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。

#### (1) 実施体制

##### ア 県医療救護対策本部(健康増進課)

県災害対策本部との連絡及び調整を図るとともに、必要に応じて、D P A T調整本部を設置し、総合的な精神保健医療対策を講じる。被災者の状況に応じて、精神保健福祉士、保健師等によって構成され、精神科医師の指示を受けて活動するD P A T(※)を編制する。

※自然災害等の集団災害が発生した現場における精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、トレーニングを受けたチーム。

##### イ 心のケア救護センター(精神保健福祉センター)

D P A Tの活動に必要な情報を提供するとともに、電話相談窓口を開設し運営する。

#### (2) D P A T活動

ア 被災した精神科医療機関や避難所、医療救護所等へ直接出向き、状況の把握に努める。

イ 市町村や一般の医療チーム等に、心のケア相談窓口の連絡先や心のケア救護センター(県精神保健福祉センター)で開設した電話相談窓口を伝える。

ウ 災害によって障害された精神科医療機関の外来・入院診療の補助や入院患者の搬送

- の補助等を行う。
- エ 症状の悪化や急性反応への対応、移動困難な在宅患者に訪問するなど、避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対し、継続的で適切な精神科医療を提供する。
- オ 相談支援や心理教育など災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応を行う。
- カ 被災地域のニーズに応じて、支援活動の助言や支援者自身に関する相談やカウンセリング等を行う。

### <地域保健対策>

市町村災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

#### (1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

#### (2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

#### (3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

#### (4) 保健師チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

#### (5) 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

#### (6) 災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。

避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

### <被災者の心のケア対策>

災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成する。

### <応急医療における被災傷病者等の搬送体制の確保>

#### (1) 緊急搬送の対象

- ① 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- ② 被災地へ搬送する医療救護班(医療資器材、医薬品、食糧等を含む)
- ③ 医療救護のために必要な医薬品等

#### (2) 搬送体制

搬送対象、搬送経路、搬送手段、搬送主体によって、最も効果的かつ実現性の高い方法で搬送する。

##### ア 搬送手段

担架その他身近な手段、一般自動車(交通規制地域外)、救急車、患者輸送車(緊急

車両)、ヘリコプター、公用車両(緊急車両)、血液運搬車、医薬品業者及び指定薬局の社有車両(事前登録緊急車両)、日赤ボランティアによる二輪車、一般ボランティア車両(緊急登録車両)

#### イ 搬送主体

住民(自主防災組織)、消防機関、医療機関、日赤、赤十字血液センター、県、市町村、自衛隊、広域応援機関、医薬品卸売業者、指定薬局、県薬剤師会、指定地方公共機関、ボランティア

#### ウ 搬送要請及び搬送経路

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルによる。

### (3) 搬送体制の整備

ア 医療救護班、傷病者、応急用医療資器材等を搬送するための緊急車両、担架等を計画的に保健所に整備する。

イ 災害拠点病院の患者輸送車のうち、老朽化したものについて逐次更新する。

ウ 災害拠点病院の敷地内にヘリポート設置を推進する。

エ 民間協力団体、業者車両の緊急通行車両登録を事前に推進する。

オ ドクターヘリ及びドクターカーの整備を推進する。

カ 広域後方医療機関への傷病者等の搬送のための輸送拠点及び整備について検討する。

### <災害医療情報等の収集・伝達>

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報について収集・伝達を行う。

#### (1) 情報項目

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況(場所、人数等)
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺都県の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- ⑬ 避難所等の生活、保健、医療情報

#### (2) 通信手段

次により通信体制を確保する。

- ① 山梨県広域災害・救急医療情報システム
- ② 防災行政無線(国、県、市町村、指定地方公共機関の一部)
- ③ 電話回線(医療機関等の優先回線の設置や衛星携帯電話の設置を促進する)
- ④ インターネット
- ⑤ その他

#### (3) 情報伝達ルート

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルによる。

### <医薬品等の備蓄供給体制の確保>

#### (1) 医薬品等の保管・備蓄場所(特定備蓄医薬品)

- ① 救急医薬品等保管場所(日赤県支部で別途備蓄)

- 県内 11 箇所(県下 10 医師会及び県立防災安全センター)
- ② ガスえそウマ抗毒素保管場所  
県内 3 箇所(指定薬局等)
  - ③ 災害用医薬品等備蓄場所  
県内 6 箇所(山梨県医薬品卸協同組合)

## (2) 医薬品の調達段階

- ① 一次対応 各医療機関の備蓄からの応急調達
- ② 二次対応 県内医薬品保管業者からの調達(上記(1)の②、③)
- ③ 三次対応 厚生労働省、他の都道府県に要請し応急調達
- ④ その他 山梨県薬剤師会を通じて会員薬局から応急調達

## (3) 医薬品の被災地への供給手順

各供給元による搬送を基本とし、消防機関等の協力を得て搬送する。

## (4) 輸血用血液の確保

輸血製剤等輸血用血液の供給は、保存期間が短いことを考慮し、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。この場合において、血液センターへの発注が確実にできるよう、無線等の連絡方法を確保する。

## (5) 医療機器、医療用ガス及び臨床検査薬等の確保

医療機器等については山梨県医療機器販売業協会の協力を得て、医療用ガスについては日本産業医療ガス協会山梨県支部の協力を得て、臨床検査薬等については関東甲信越臨床検査薬卸連合会の協力を得て、供給に努める。

## <災害医療情報の提供>

- (1) 医療情報を県民や消防機関に提供するとともに、必要に応じて報道機関等に情報提供(報道)を要請する。

### ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

### イ 医療救護所等に関する情報

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康相談・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間等

### ウ 保健予防に関する情報

- (2) 医療機関は、次の情報を関係機関に提供するとともに、家族等からの照会に対し、回答する。

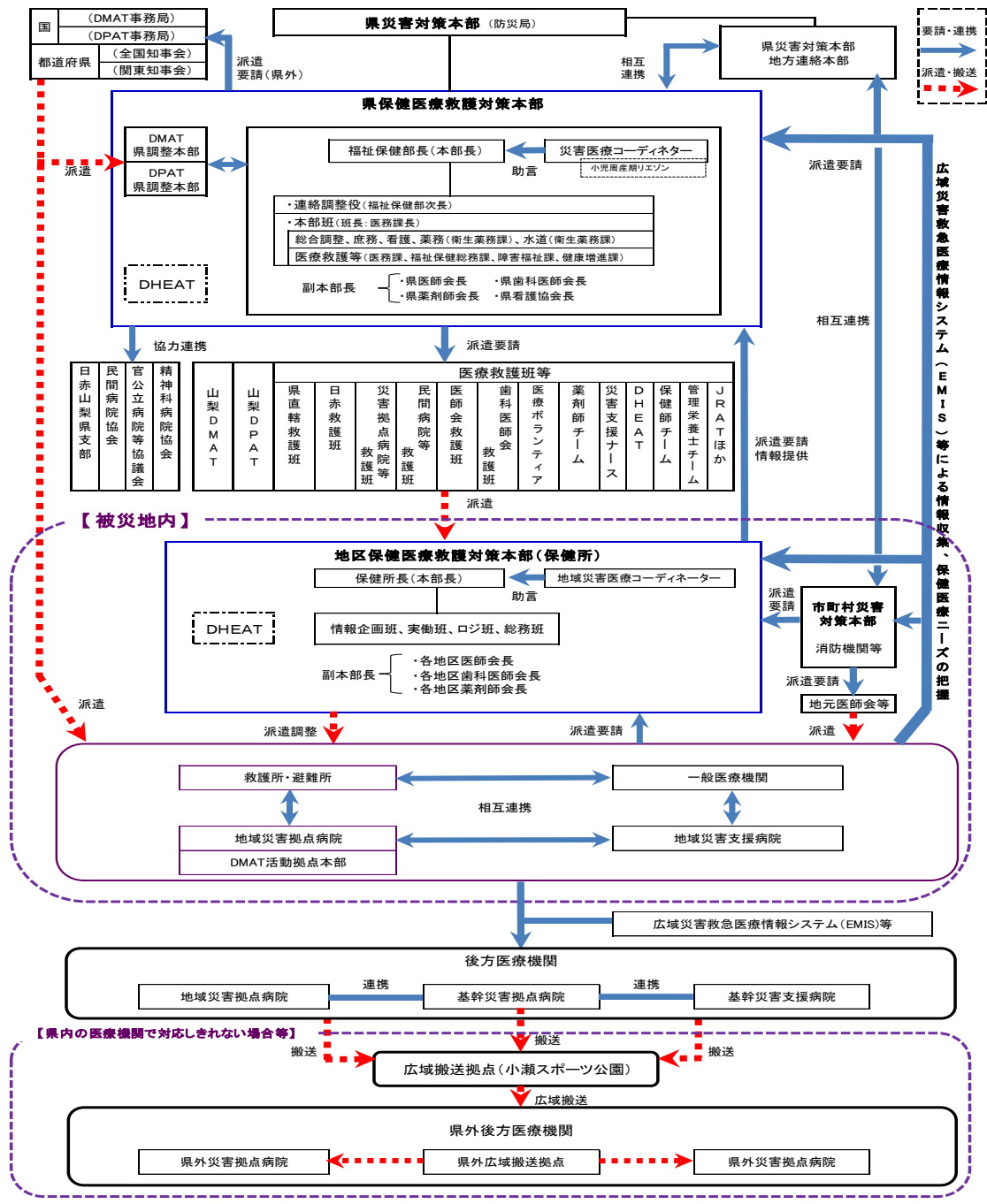
- ① 被災入院患者の氏名
- ② 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
- ③ 診療機能に関する情報全般

## <訓練の実施>

県は、大規模災害発生時に、DMAT 等の連携を図り、SCU を使用した広域医療搬送を円滑に遂行するため、実践的な訓練を実施する。消防機関等は可能な限りこれに協力するものとする。

## 大規模災害時保健医療救護体制

- 震度6弱以上の地震が発生した場合や、県本部を設置した又はすることとなった場合その他必要に応じて、直ちに県救護本部を設置のうえ災害時保健医療救護体制に入り、被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。
- 短時間に多数の被災傷病者に対処するため、特に被災地内の医療機関は後方医療機関への迅速な搬送に努める必要があり、このため、県保健医療救護対策本部は、特に被災傷病者等の緊急搬送体制の確保に万全を期す。



■ 災害拠点病院等医療機関一覧				
◇ 基幹災害拠点病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話	FAX	E-mail
		防災電話 衛星携帯電話		
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	622			
◇ 基幹災害支援病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話	FAX	E-mail
		防災電話 衛星携帯電話		
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578			
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224			
◇ 地域災害拠点病院				
病院名等	一般病床数 (床)	電話	FAX	E-mail
		防災電話 衛星携帯電話		
甲府 市立甲府病院 甲府市増坪町366	402			
中北	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	199		
	韮崎市立病院 韮崎市本町3-5-3	137		
峡東	山梨厚生病院 山梨市落合860	293		
	笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場47-1	150		
峡南	峡南医療センター富士川病院 富士川町鯉沢340-1	154		
富士・東部	富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田東7-11-1	254		
	大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	88		
	都留市立病院 都留市つる5-1-55	140		

※ この他、地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

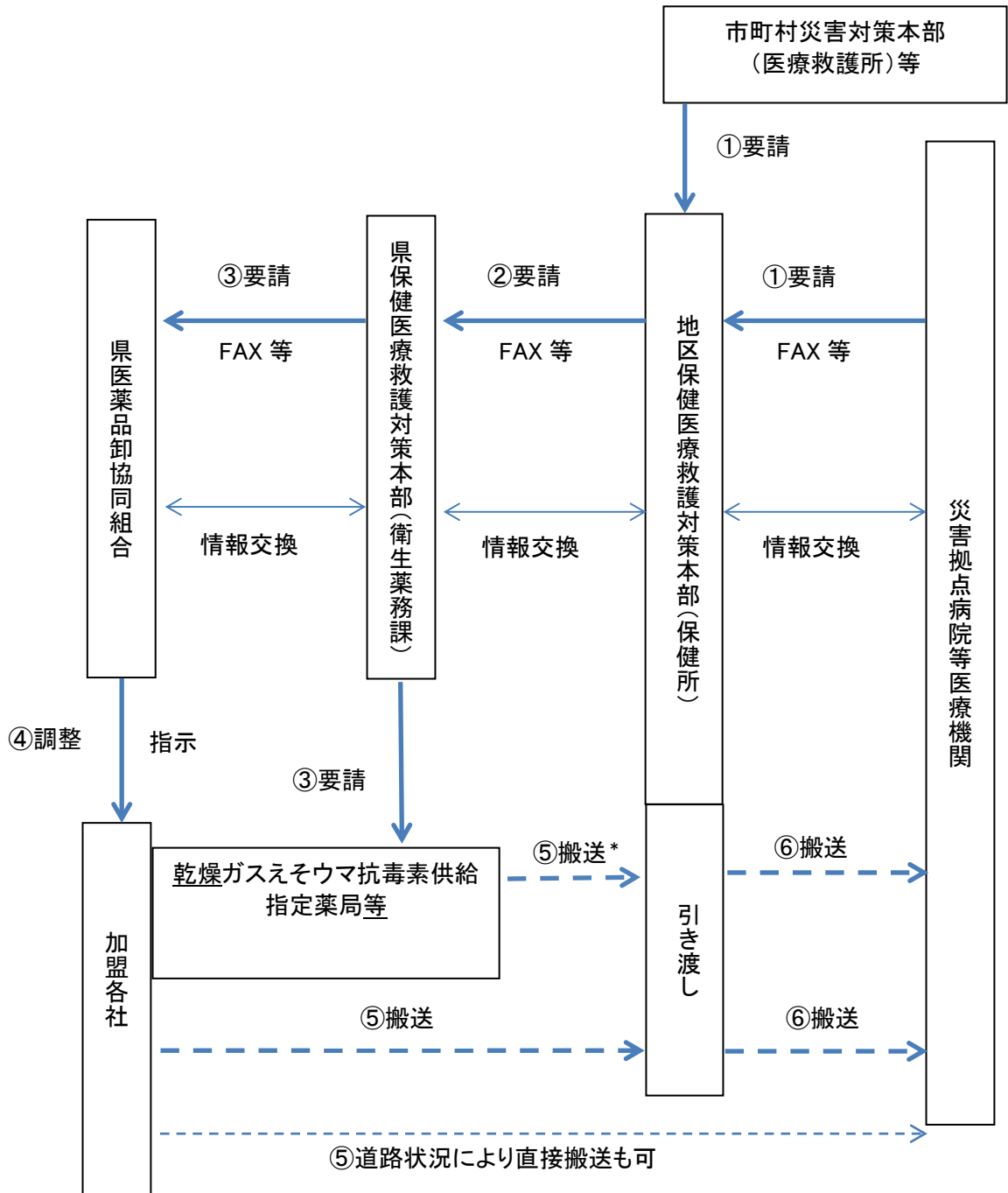
◇ 地域災害支援病院				
		病院名等	電話	
			衛星携帯電話	FAX
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35		
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31		
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1		
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26		
中北	武川病院	昭和町飯喰1227		
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440		
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150		
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287		
	高原病院	南アルプス市荊沢255		
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340		
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750		
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773		
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954		
	恵信葦崎相互病院	葦崎市一ツ谷1865-1		
峡東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309		
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1		
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950		
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2		
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177		
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031		
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5		
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623		
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745		
峡南	峡南医療センター企業団 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1		
	飯富病院	身延町飯富1628		
	身延山病院	身延町梅平2483		
	峡南病院	富士川町鯉沢1806		
	しもべ病院	身延町下部1063		
富士東部	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3		





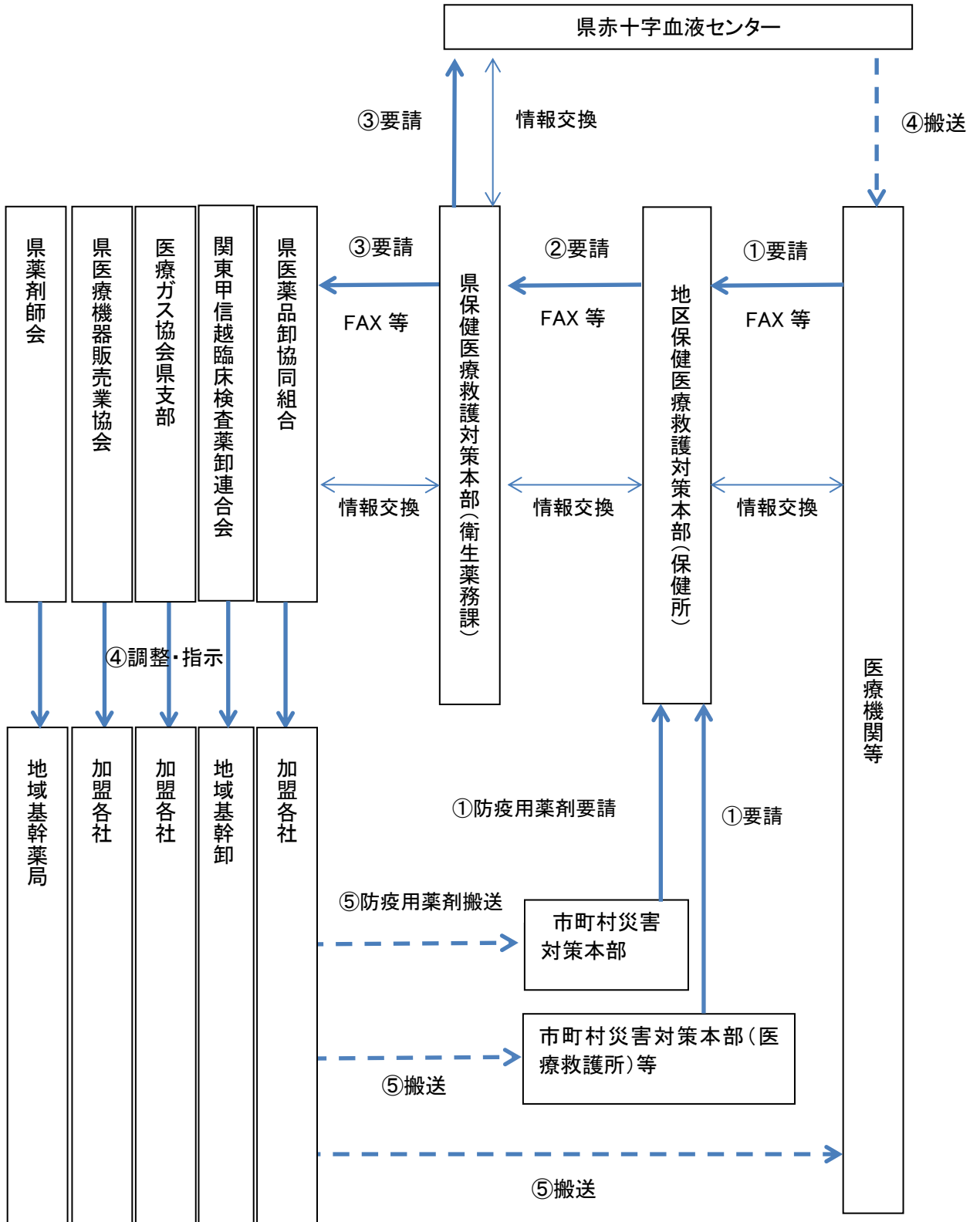
## 救急輸送体制(2)・・・医薬品等

### ■県備蓄医薬品等の供給フロー

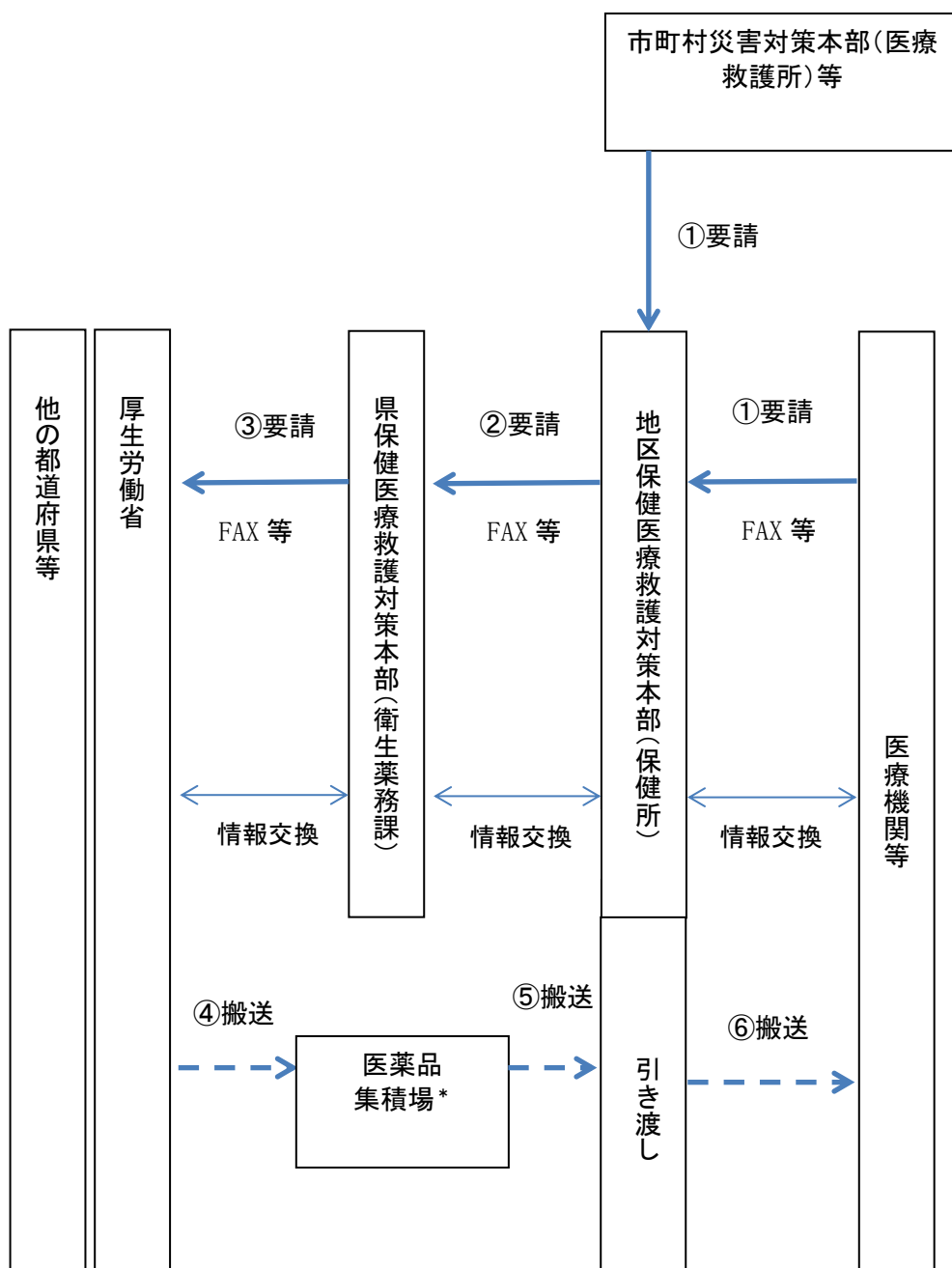


\* 指定薬局が卸販売業でない場合には地区対策本部が受取に行くものとする。

■応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



■緊急調達医薬品等の供給フロー



\* 集積場は発災後、県本部において設置場所を決定するものとする。

## 4 防疫対策

### (1) 実施機関

被災地における防疫は、市町村長が実施するものとする。

### (2) 防疫活動

#### ア 市町村における措置

- ① 市町村の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、防疫対策の企画、推進にあたるものとする。
- ② 知事の指示に基づく防疫活動を迅速に実施する。
- ③ 避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

#### イ 県における措置

- ① 保健所を中心に医師、保健師等をもって検病調査のために必要な班編成を行う。検病調査は、滞水地域及び集団避難所を重点とし、市町村、地区内の衛生組織等の関係機関の協力を得て的確な情報の把握に努める。
- ② 検病調査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)による一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 17 条により健康診断を受けさせるべきことを勧告又は行わせることができる。
- ③ 被災地において、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 19 条又は法第 26 条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきを勧告又は入院させることができる。

ただし、緊急、その他やむを得ない理由があるときには、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させることができる。
- ④ 被害激甚な市町村に対しては、必要に応じて職員を現地に派遣し、その実情を調査するとともに適切な防疫活動についての指導を行う。
- ⑤ 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、市町村(又は市町村長)に対して、その範囲及び期間を定めて次に掲げる事項の指示を速やかに行う。
  - (ア) 法第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
  - (イ) 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
  - (ウ) 法第 29 条第 2 項の規定による物件の消毒に関する指示
  - (エ) 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
  - (オ) 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町村長をして実施させることが適当な場合に限る。)
- ⑥ 法第 29 条第 2 項の規定により、職員をして物件の廃棄その他感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防ぐため必要な措置をとらせることができる。
- ⑦ 予防接種法第 2 条第 2 項各号に掲げる疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第 6 条の臨時の予防接種を実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保等を迅速に行い時期を失わないよう措置する。

#### ウ 県民の役割

- ① 飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。
- ② 県及び市町村が実施する措置に従うとともに、県及び市町村等が行う防疫活動に協力するよう努める。

### (3) その他

- ア 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)により防疫措置に万全を期す。
- イ 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。
- ウ 県は、市町村が被災した場合に備え、消毒用資材等の確保のため、民間企業等との協定締結に努める。

## 5 食糧供給対策

### (1) 実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者への食糧の確保と炊き出し、その他食品の提供は市町村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の補助を得て行い、あるいは知事が市町村長に委任して市町村長が行うものとする。

### (2) 災害時における応急米穀の供給通知等（「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知）

- ア 市町村長は、災害時に必要な米穀の調達が可能なきときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知するものとする。
- イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省農産局長に通知する。
- ウ 通知を受けた農林水産省農産局長は、受託事業者に対し、知事又は知事の指定を受けた者（市町村長）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

### (3) その他の細部事項

本項に関する細部事項は、「災害時における食糧供給対策実施要領」による。

## 6 生活必需物資等救援対策

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、県、市町村及び関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

### (1) 実施機関

- ア 被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市町村長が行うものとする。  
ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の協力を得て行う。
- イ 知事は市町村長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示する。
- ウ 県は、小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、生活必需物資の流通在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努める。また、必要に応じて、新たな協定締結にも努める。
- エ 市町村は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。
- オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。

### (2) 物資等の供給の要請等

- ア 知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、国（本県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）に対し、必要な物資の供給等を要請する。

- イ 市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。
- ウ 市町村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。
- エ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。
- オ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。
- カ 国、県、市町村及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- キ 県及び市町村は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルート確保、配送、分配を適切に行う。
- ク 県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### (3) 「山梨県小災害内規」による給与

- ア 災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品を給与及び見舞金等の支給を行う。
- イ 「山梨県小災害内規」を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

## 7 飲料水確保対策

### (1) 実施機関

被災者に対する飲料水供給の実施は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害状況に応じ、別紙フローによる飲料水の応急給水や災害復旧活動に対する相互支援に関する連絡調整及び指導は、県が行う。

### (2) 給水活動

各水道事業者は、おおむね次の要領で給水活動を実施する。

#### ア 水の確保方法

- ① 配水池等構造物 … 拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- ② 震災対策用貯水タンク… 耐震性貯水槽等、防災部局と連携して整備
- ③ 予備水源 … 地下水や湧水の確保等(含む民間水源等)
- ④ 住民の備蓄

#### イ 応急給水方法

- ① 給水車、給水タンク車を用いた「運搬給水」  
被災者救護所、救急病院、給食提供所、その他本部より指示された場所
- ② 指定避難所等での「拠点給水方式」
- ③ 仮設給水栓、仮設配水管による給水方式
- ④ ろ水器による給水

#### ウ 応急給水資機材

- ① 給水車、タンクとセットした給水タンク車(タンクによってはポンプも用意)
- ② 小型発電機
- ③ 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- ④ ろ水器

## 工 応急給水要員

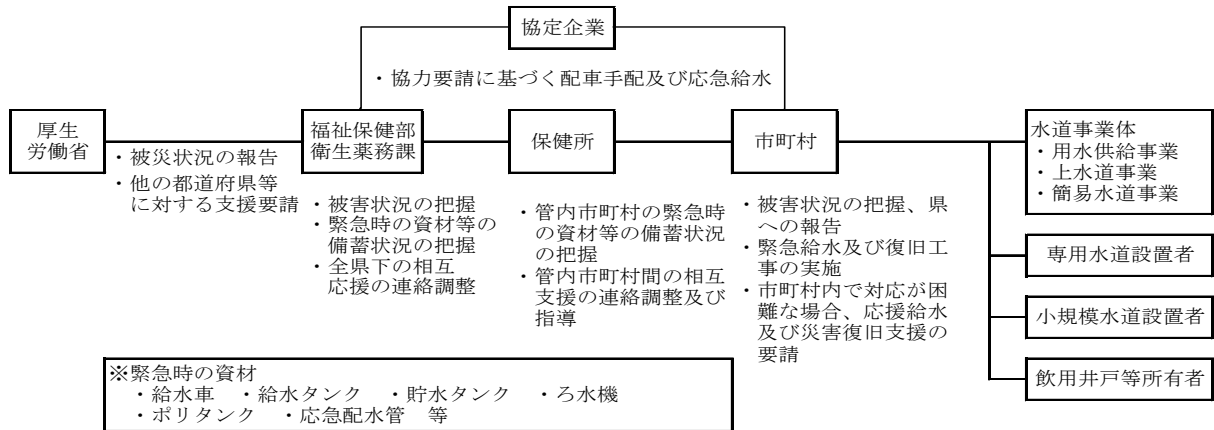
班体制の編成方法等について事前に十分検討のこと

## オ 広報体制

次の状況について、わかりやすく間違いのないよう広報する。

- ・断水区域の状況
- ・給水拠点場所
- ・応急給水方法
- ・水質についての注意事項

### 災害時における飲料水確保対策



## 8 応急教育対策

### (1) 実施機関

応急教育は、公立学校等当該学校の設置者が、私立学校等は当該学校長が実施する。災害救助法が適用されたときは、市町村長の協力を得て知事が行う。ただし、知事から委任されたときは、知事の補助機関として市町村が当該教育委員会及び学校長等の協力を得て実施する。

### (2) 応急教育の実施予定場所

ア 県立学校長、市町村等教育委員会及び私立学校長は、災害の程度に応じ、概ね次のような方法で予め応急教育実施の予定場所を選定する。

a 学校の一部が被災したとき

- ① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施

b 学校の全部が被災したとき

- ① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用

c 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき

- ① 避難先の最寄りの学校・公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

イ 県本部は市町村から応急教育実施の予定場所について協力斡旋の要請があったときは、直ちにこれらの処理にあたるとともに市町村間の連絡調整にあたる。

### (3) 応急教育の方法

ア 速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図る。

イ 欠員者が多数で授業(保育)の実施が困難なときは補充措置をとり、なお不足のときは教職員の臨時採用等の措置をとり、重点配置する。

ウ 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

### (4) 学校給食の措置

ア 緊急所要物資を把握し、その調達について関係者に協力する。

イ 被害施設及び物資を掌握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧について指導する。

## 9 遺体の処理及び埋葬対策

### (1) 実施機関

遺体は火葬を原則とし、市町村長が行うものとする。

### (2) 遺体の保存、資機材の確保等

市町村長は、災害時に速やかに遺体を火葬することが困難な場合を考慮し、平時から災害時の遺体安置所、遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保等に努める。

### (3) 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

市町村長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

県は、市町村長の要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図る。

## 10 石綿飛散防止対策

県は建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 11 JR貨物運賃割引の適用

火災等の災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、被災者に対する救助用寄贈品の災害割引を適用することができる。

## 12 被災動物救護対策

県、市町村及び動物関係団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物に対して次の項目について体制を整備する。

- (1) 避難所における飼育動物の適正管理
- (2) 飼料等の調達及び配布
- (3) 動物に関する相談の実施
- (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (5) 動物収容施設の確保 等

## 第12節 廃棄物処理対策

### 1 基本的事項

#### (1) 災害廃棄物処理の考え方

・県及び市町村は、災害時に発生する災害廃棄物処理における基本方針を災害廃棄物処理計画として平時から定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることとする。

・災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。

- ① 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることを基本とする。

県は、市町村間及び他都道府県との広域支援体制の確立を図るとともに、市町村がその責務を十分果たせるよう、必要な助言・支援を行う。

- ② 災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

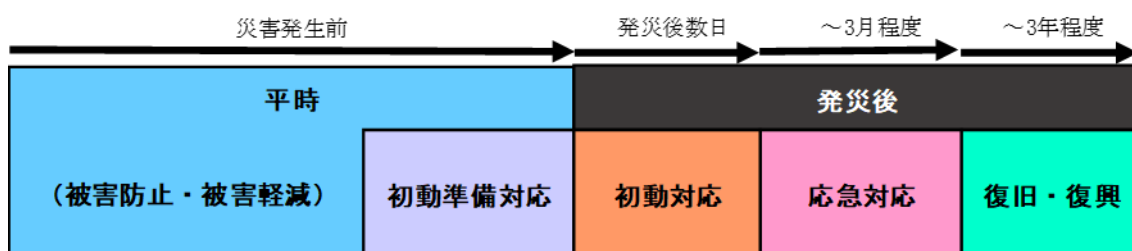


③ 早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

※ 県内の既存廃棄物処理施設を最大限活用しても目標処理期間内に処理することができないことが予想される場合、又は、公衆衛生の観点から緊急的な処理が必要な場合は、環境省に対して県域を越えた広域的な支援要請を行うとともに、仮設処理施設の設置等を行うことを検討する。

## （２）時期区分の考え方

・山梨県災害廃棄物処理計画では、県並びに市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理する。（時期区分の考え方は図1.1のとおり。）



平時 : 災害の発生に備える期間  
 初動準備対応 : 災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する期間  
 初動対応 : 人命救助が優先される期間  
 応急対応 : 避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間  
 復旧・復興 : 災害廃棄物の処理が完了するまでの期間  
 ※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる

図1.1 時期区分の考え方

## （３）県及び市町村の役割

・災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容を図1.2に、各主体の役割分担を表1.1に示す。

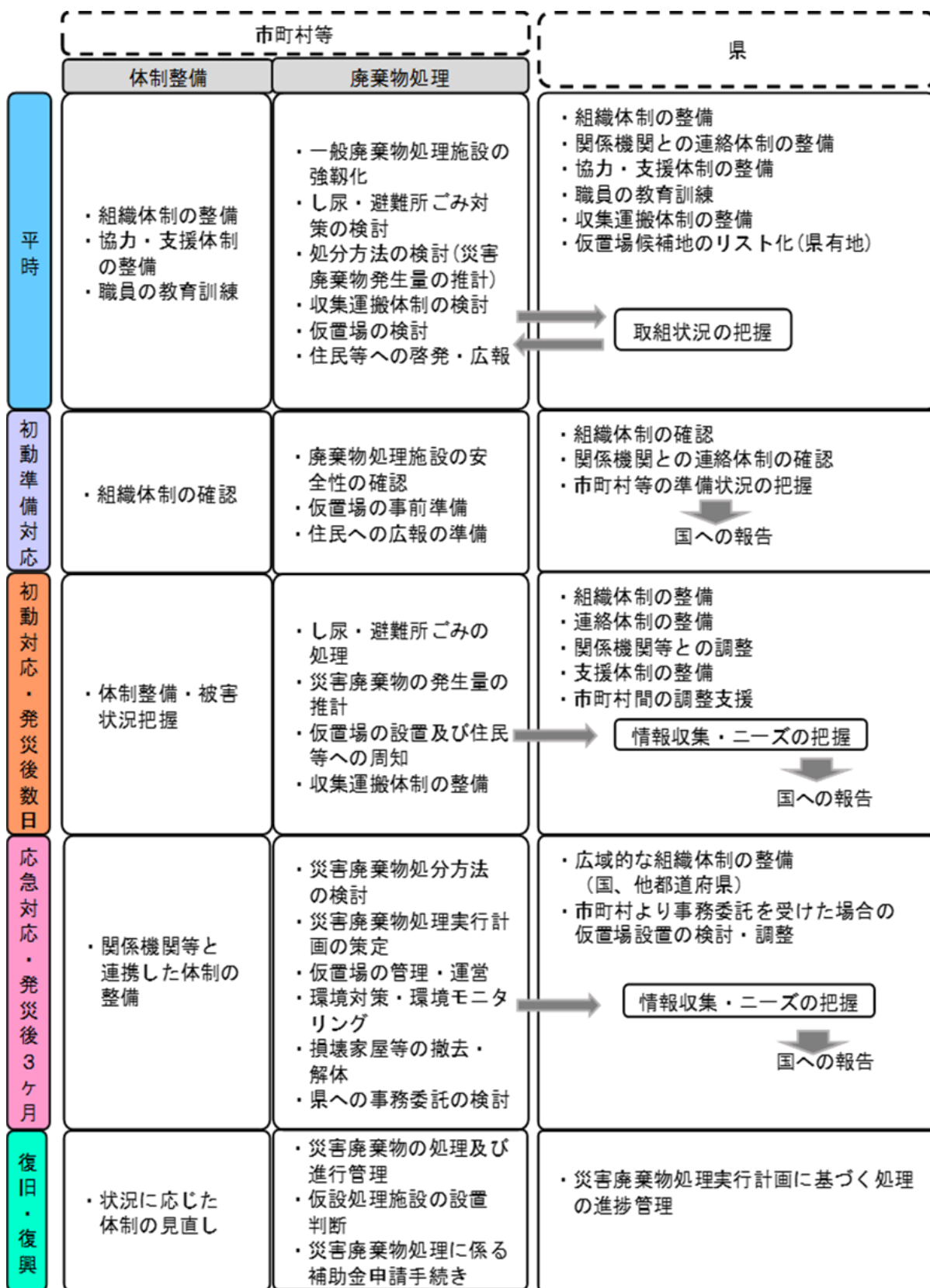


図1.2 各主体の行動内容

表 1.1 災害廃棄物処理における役割分担

●市町村等の役割
・ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
●県の役割
・ 被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援 ・ 県内における処理全体の進捗管理 ・ 市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

#### (4) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。(詳細な区分は表 1.2 及び表 1.3 のとおり。)

表 1.2 災害時に発生する廃棄物

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ(容器包装ごみ、ダンボールなど)
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害廃棄物	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となった「片づけごみ」と損壊家屋の撤去等に伴い排出される「解体廃棄物」

出典：「災害廃棄物対策指針」

表 1.3 災害廃棄物の種類

種 類	内 容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	被災家屋から排出される家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。
小型家電	被災家屋から排出される家電 4 品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など

有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、P C B廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※ リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※ 処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボード等

出典：「災害廃棄物対策指針」

## 2 平時の廃棄物処理対策

### (1) 組織体制の整備

・県は、発災時には、山梨県地域防災計画で定める県災害対策本部にて、次の体制を整備し災害廃棄物処理に係る事務を行う。

① 統括部 建築物・廃棄物対策班

国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること

② 環境・エネルギー部 環境整備班

廃棄物処理対策に関すること

③ 地方連絡本部 林務環境事務所

管内における廃棄物処理対策に関すること

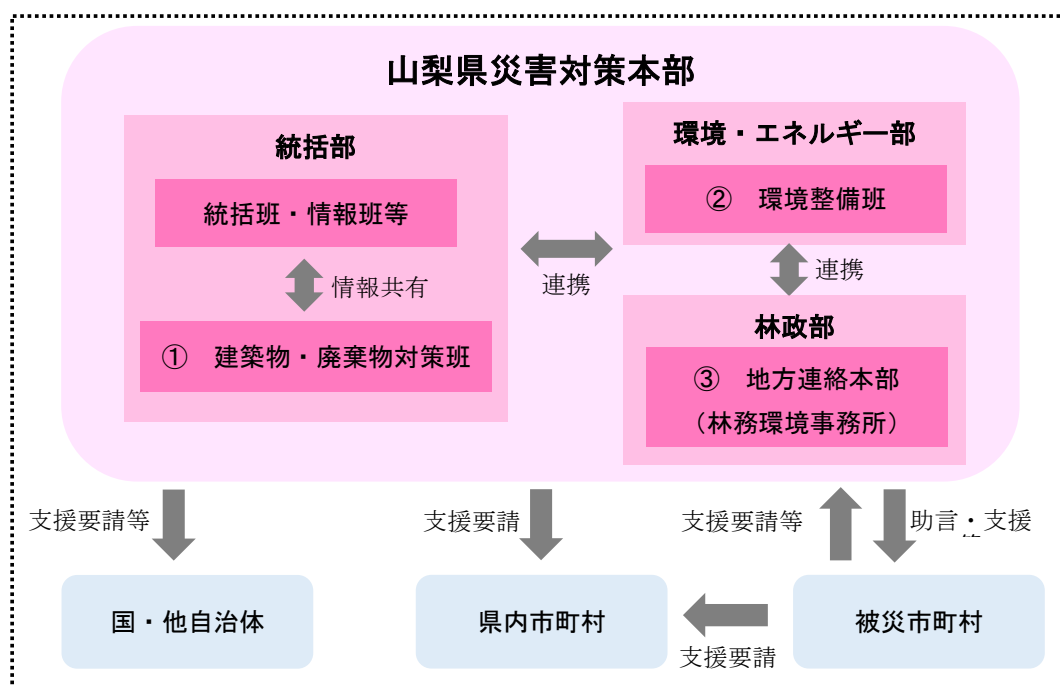


図2. 1 山梨県災害対策本部組織体制関連図 (災害廃棄物関連)

### (2) 協力・支援体制の整備

・県及び市町村は、災害廃棄物の処理について、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えた処理も想定されるため、平時のうちか

ら広域的な相互協力体制についても充実を図る。

#### ア 県内における協力・支援体制

市町村は、平時から、近隣市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

県は、平時から、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村の災害廃棄物処理体制の整備に有用な情報を適宜市町村に提供する。

#### イ 民間事業者との協力体制

県及び市町村は、発災時のスムーズな災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体間と締結している協定における協力体制を図 2. 2 に示す。

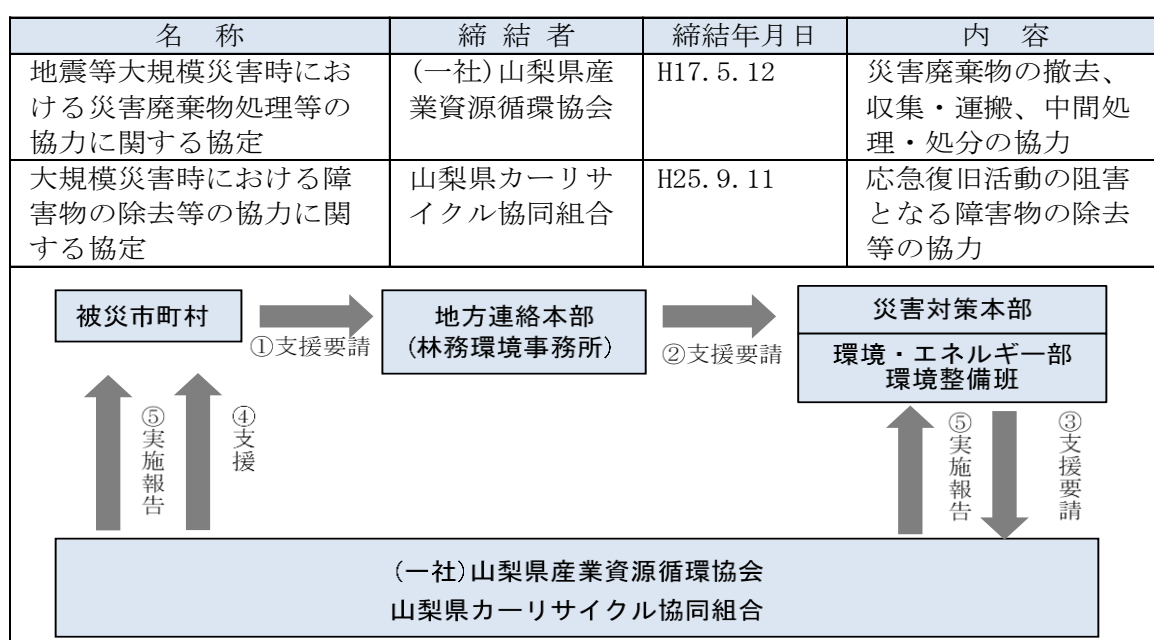


図 2. 2 協定締結団体との協力体制

#### ウ 広域的な相互協力体制

- ・市町村は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。
- ・また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討する。
- ・県は、広域的な支援体制について、平時から次の組織との連携を行い、発災時の体制確保に努める。
  - ・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
  - ・災害廃棄物処理支援ネットワーク (「D.Waste-Net」)
  - ・災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク制度)
  - ・関東地方知事会及び全国知事会
  - ・中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定

### (3) 一般廃棄物処理施設の強靱化等

- ・市町村等は、一般廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の強靱性の確保や補修体制整備を実施する。
- ・また、平時から一般廃棄物処理に係る災害時のBCP (事業継続計画) を策定し、施設

の緊急停止、点検、補修、再稼働に係るマニュアルの作成に努める。

#### (4) 災害廃棄物発生量の推計

・市町村は、次の事項を踏まえ、次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法（地震は表2.1、水害は表2.2）を基に災害廃棄物発生量を把握し、処分方法を検討する。

表2.1 災害廃棄物の発生量の推計方法【地震】

発生量 (t)	被害棟数 (棟) × ①平均床面積 (m <sup>2</sup> /棟) × ②発生原単位 (t/m <sup>2</sup> ) × ③係数 【被害区分：全壊、半壊、焼失 (木造・非木造)】			
種類別発生量	災害廃棄物発生量 (t) × ④災害廃棄物等の種類別割合			
①平均床面積	全壊	木造：127m <sup>2</sup> /棟	RC造：1,454m <sup>2</sup> /棟	
	半壊	S造：281m <sup>2</sup> /棟	その他：102m <sup>2</sup> /棟	
	焼失	木造：127m <sup>2</sup> /棟	非木造：322m <sup>2</sup> /棟	
②発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m <sup>2</sup>	RC造：1.107 t/m <sup>2</sup>	
	半壊	S造：0.712 t/m <sup>2</sup>	その他：0.838 t/m <sup>2</sup>	
	焼失	木造：0.696 t/m <sup>2</sup>	非木造：0.805 t/m <sup>2</sup>	
③係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失 (木造)：0.66	焼失 (非木造)：0.84		
④種類別割合	項目	全壊、半壊	火災 (木造)	火災 (非木造)
	可燃物 (%)	18	0.1	0.1
	不燃物 (%)	18	65	20
	コンクリートがら (%)	52	31	76
	金属くず (%)	6.6	4	4
	柱角材 (%)	5.4	0	0

- 平均床面積：「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出
- 発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」(平成9年3月 兵庫県)による
- 係数：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による
- 種類別割合：「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定(東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合)による
- 焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2(県内の建物のおおよその構造別割合)として算出する。

表2.2 水害による災害廃棄物の発生量の推計に用いる発生原単位

損壊種別	発生原単位
全壊	117 トン/棟
半壊	23 トン/棟
床上浸水	4.6 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2

### (5) し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

- 市町村は、災害廃棄物処理だけでなく、し尿や避難所ごみ、生活ごみの処理が継続的かつ確実に実施されるよう、次の表2.3及び表2.4に示す推計方法により発生量を把握し、し尿や避難所ごみ等の処理を事前に検討する。

表2.3 災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量 (L)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7 L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×(汲取人口/総人口)	
	汲取人口	⑥計画収集人口
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×(水洗化人口/総人口)〕× 上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、 農業集落排水人口、浄化槽人口)
	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率	地震による上水道の被害率
	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、 上水道が支障する世帯の約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

出典：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」

表2.4 災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりに家庭から排出する生活ごみの量(※)の平均値(※※)を用いる。 ※ 生活ごみの量=家庭系ごみ搬入量/人口/日数 ※※ 平均値=681g/人・日(H21~H30)

出典：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」  
「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

### (6) 収集運搬体制の整備

- 市町村は、平時から収集運搬体制整備に必要な次の表2.5に掲げる項目を事前に整理する。

表 2.5 収集運搬体制整備に係る事前検討項目

項目	内容
優先的に回収する災害廃棄物の種類	生活ごみ（生ごみ等の腐敗性廃棄物）や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。
収集運搬方法	生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。
収集ルート	地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。
資機材	収集運搬車両、重機（燃料を含む）の確保を行う。
連絡体制	一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。

参考：「災害廃棄物対策指針」

### (7) 仮置場

- ・仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所である。
- ・市町村は、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定し、リスト化する。
- ・そして、平時から、仮置場の運営において必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機や人員等、発災後に調達・調整が必要な事項について調達方法等について検討を行う。
- ・また、災害時には市町村指定の仮置場へ災害廃棄物を持ち込むことについて、平時から住民へ周知する。

### (8) 初動準備対応

- ・風水害の場合は、一般的に台風の接近、前線の停滞等の予兆があるため、発災前に災害廃棄物処理に係る事前対応が可能な事項がある。
- ・そのため、大雨等により災害発生が予想される場合において、発災前に可能な対応を「初動準備対応」と位置づけ、必要な事前準備対応を行う。
- ・特別警報の発表等により、県内への風水害が予測される場合、市町村等は主に次の①～④の事項を実施し、県はその対策状況の確認を行う。
  - ① 組織体制の確認
  - ② 廃棄物処理施設の安全性の確認
  - ③ 仮置場の事前準備
  - ④ 災害廃棄物発生に備えた広報の準備

## 3 発災後の災害廃棄物対応（初動対応）

### (1) 組織体制の確立

- ・県及び被災市町村は職員の安否情報、参集（見込）状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。
- ・県は、県災害対策本部にて、廃棄物処理に係る体制（「統括部 建築物・廃棄物対策班」、「環境・エネルギー部 環境整備班」、「地方連絡本部 林務環境事務所」）を整備する。

### (2) 被害状況等の情報収集

- ・被災市町村等は、被害状況の把握を行うため、次の表 3.2 の情報を関係者から収集



し、随時、県へ報告する。

表3.2 発災直後に収集する情報一覧

No	情報内容	情報収集先
<b>◆被災状況</b>		
①	庁舎、一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場）の被害状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	市町村防災部門
<b>◆収集運搬体制に関する情報</b>		
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	市町村建設部門
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	一部事務組合、委託業者
<b>◆発生量を推計するための情報</b>		
⑥	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数	市町村防災部門
⑦	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	市町村防災部門

- ・ 県は、被害状況の把握のため、市町村等から情報収集を行う。
- ・ また、県との協定締結団体への連絡体制の確認を行う。

### (3) 協力・支援の要請

- ・ 被災市町村は、被害状況を踏まえ、自衛隊・警察・消防、国等、未被災市町村、民間事業者等及びボランティアへの協力要請を検討する。
- ・ 県は、被災市町村からの要請や被害状況を踏まえ、自衛隊、国等、県の協定締結団体へ支援を要請する。

### (4) 災害廃棄物の処理

- ・ 被災市町村は、災害廃棄物処理計画において平時に検討した内容に基づき、次の対応を行う。
  - ①し尿・避難所ごみ・生活ごみ
    - ・ 仮設トイレ及びし尿処理体制の整備を行う。
    - ・ 避難所ごみの推計及び処理体制の整備を行う。
  - ②災害廃棄物の発生量の推計
    - ・ 仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、推計を行う。
  - ③仮置場
    - ・ 被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積を算出し仮置場を開設する。
  - ④収集運搬
    - ・ 平時に検討した内容をもとに災害廃棄物の収集運搬体制を整備する（人員、車両、ルート）。
  - ⑤住民等への周知
    - ・ 仮置場について、期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別等を明確にしたうえで、

住民等への周知を行う。

#### **4 発災後の災害廃棄物対応（応急対応）**

##### **（1）災害廃棄物の処分**

- ・災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。
- ・被災市町村は、災害廃棄物の処理はスピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

##### **（2）災害廃棄物処理実行計画の策定**

- ・被災市町村は、必要に応じて、平時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

##### **（3）環境対策・モニタリング**

- ・被災市町村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、住民等へ情報の提供を行う。

##### **（4）損壊家屋等の撤去・解体**

- ・損壊家屋等の撤去・解体は、原則として、所有者が行う。一方で、被災市町村は、災害の規模に応じ公費解体の実施の要否を判断する。

#### **5 発災後の災害廃棄物対応（復旧・復興）**

- ・被災市町村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、随時、進行管理を行う。
- ・また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。
  - ・被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
  - ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
  - ・仮設処理施設設置の要否

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

ごみ焼却施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス 処理方式	建設工 期 (年度)	運転開 始年月	備考
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小見明 三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170 (85t/炉)	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12~14	H14.12	
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市(小菅村)(丹波山村) 1市(2 村)	40 (20t/炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H7~9	H9.10	
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 平野506・507	山中湖村 1村	45 (22.5t/ 炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H1~2	H3.4	
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270 (90t/炉)	全連続	ストーカ	3	BF	H6~8	H9.2	
5 峡北広域行政事務組合	エコパーク たつおか	韭崎市龍岡町 下條南割1895	韭崎市 北社市 甲斐市 3市	160 (80t/炉)	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H12~14	H14.12	
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷 町鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町(南部町) 3町(1町)	30 (15t/炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H6~7	H8.4	
7 大月都留広域事務組合	ごみ処理施設	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104 (52t/炉)	全連続	ストーカ	2	BF	H12~14	H14.12	
8 甲府・峡東ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369 (123t/ 炉)	全連続	流動床	3	BF	H26~ H28	H28.10	

粗大ごみ処理施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工 期 (年度)	運転開 始 年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S62	S63.4	
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	併用	4	S61~62	S62.1	

埋立処分施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理能力		処理方式		建設工 期 (年度)	埋立終 了 年度	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m <sup>3</sup> (14,400m <sup>2</sup> )	50m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S60~61	H7年度末	
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市(笛吹市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m <sup>3</sup> (12,870m <sup>2</sup> )	40m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	回転円板	H4~5 埋立開始は H7年度から	H13.5	
3 甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m <sup>3</sup> (13,300m <sup>2</sup> )	35m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H13~14 埋立開始は H15.5から	H22.3	
4 山梨県市町村総合事務組合	笛吹市境川町寺尾 1246番1	山梨県内の全市町村	302,000m <sup>3</sup> (28,570m <sup>2</sup> )	120m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	凝集沈殿法 (下水道接続)	H26~	-	

## 資源化等を行う施設一覧表

令和3年3月末 現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小見見三丁目11番32号	富士吉田市 (西桂町) (忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H12～14	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市 (丹波山村) (小菅村) 1市(2村)	5	5	H18～19	H20.4	びん類を手選別後、破砕し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H6～7	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別
4 峡北広域行政事務組合	韭崎市龍岡町下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16～17	H18.4	不燃物を破砕し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村 1町1村	10	5	S48～50	S50.4	びん類を手選別後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	31	7	H12～14	H15.4	びん類を含め、破砕し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H26～H28	H28.10	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H26～H28	H28.10	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H26～H28	H28.10	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

## し尿処理施設一覽表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理規模 (kg/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センターし尿処理施設	富士吉田市小見見三丁目11番17号	富士吉田市(西桂町)(忍野村)(山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却	
2 山梨市	環境センターし尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却	
3 北杜市	北部ふるさと公苑	北杜市長坂町中丸916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却	
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S50~51	S52.3	脱水	
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却	
6 甲州市	環境センターし尿処理場	甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南部支所	南巨摩郡南部町万沢5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化 (生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	脱水	
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部衛生センター	韮崎市栄2-5-48	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水	
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	S62~63	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg/日)	
11 三郡衛生組合	三郡クリーンセンター	南アルプス市東南湖1070	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H9~11	H12.4	脱水	
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市) (中央市)(道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水	
13 大月都留広域事務組合	大月都留し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S59~61	S61.12	焼却	

## コミュニティプラント一覽表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	竣工年度	運転管理体制	備考
1 南アルプス市	南原団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	149	S56	委託	
2 南アルプス市	西新居団地し尿処理施設	長時間ばっき	73	S61	委託	
3 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	
4 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63	委託	
5 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52	委託	
6 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60	委託	
7 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27	委託	

## 第13節 生活関連事業等の応急対策

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

### 1 電力事業施設応急対策(東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社)

#### (1) 防災体制

##### ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

##### イ 災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部および支部を設置する。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員を予め調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

##### イ 設備の予防強化

① 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講ずる。

② 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講ずる。

##### ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を構じる。

##### エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び自治体の防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

① 感電事故及び漏電による出火の防止

② 電力施設の被害状況、復旧予定等

##### オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

## 2 電気通信事業施設応急対策(東日本電信電話株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店)

### (1) 防災体制

#### ア 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合(以下「非常事態」という)は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制 (注)	・災害等(被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等)が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
	第1非常態勢	・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

(注) ドコモのみ

#### イ 災害対策組織

東日本電信電話株式会社(山梨支店)、株式会社NTTドコモ(山梨支店)は非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報級活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

#### ウ 災害対策組織

東日本電信電話株式会社(山梨支店)及び株式会社NTTドコモ(山梨支店)の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

### (2) 災害応急対策

#### ア 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### イ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本機関等への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

**ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供**

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

**(3) 災害時における広報**

ア 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前掲示板等により直接当該被災地に周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーチ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

**(4) 設備の応急復旧**

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努める。

**3 一般ガス導管事業施設応急保安対策**

**(1) 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給区域等**

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 6-5-1
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m <sup>3</sup> 1基	
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市、甲斐市、南アルプス市及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供給	富士吉田市の市街地及び富士河口湖町の一部、忍野村の一部 7,000 戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができてい	

※ 防災体制 : 非常災害(地震)対策要領による



## (2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 予備動力	① 5.5 KVAディーゼル発電機 4.4 KW ② 2.7 KVAディーゼル発電機 2.9.1 KW	6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW 26.0KVAディーゼル発電機20.8KW 50.0KVAガス発電機 40.0KW
(2) 貯蔵原材料	①軽油950 L 72時間分 ②軽油200 L 27時間分	LPG50t 3日分

## (3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける

## 4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

### (1) 特定製造所

ア 特定製造所に異常を認めたとき

- ① 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- ② 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- ③ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

### (2) 導管

ア 本支管及び供給管

- ① 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

- ① 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

### (3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

## 5 液化石油ガス応急保安対策

### (1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県LPガス協会に「災害対策本部」を設置する。

### (2) 応急対策

- ・関係機関との連絡
- ・一般消費者向け広報
- ・応急復旧資機材の調達
- ・復旧要員の派遣

## 6 危険物等応急保安対策

### (1) 火薬類の応急対策

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張り人をつける。
- イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

### (2) 高圧ガスの応急対策

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

### (3) 危険物の応急対策

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。
- オ 県及び市町村は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。
- カ 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の

強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

#### (4) 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

#### (5) 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。
- ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

## 7 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

### (1) 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

### (2) ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱い）

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施する。

- ア 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
- イ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
- ウ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
- エ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

### (3) かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い）

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

## 8 下水道施設の応急対策

### (1) 応急体制の確立

- ・下水道対策本部の立上げ
- ・現地対策本部の確立（流域下水道事務所、下水道公社）

### (2) 巡視及び被災状況の把握

- ・緊急点検調査による二次災害発生のおそれや、重大な機能障害の把握（被害情報の収集、車両上からの目視調査）
- ・1次点検調査（目視調査、被害情報の収集、マンホール蓋を開けての調査）
- ・2次点検調査（マンホール蓋を開けての調査、管路内カメラ調査）

### (3) 応急措置

- ・緊急輸送路等における交通機能確保（浮上マンホール等の切断除去）
- ・耐水対策（土のう設置、止水板設置）
- ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）

### (4) 応急復旧

- ・暫定的に揚水及び水処理機能を確保するための復旧（仮配管及び仮排水ポンプの設置、仮設沈殿池及び仮設塩素注入設備の設置、非常用電源による設備の機能確保、管渠内洗浄）

### (5) 広域応援の受援体制の構築

- ・窓口を下水道室、連絡・調整を流域下水道事務所が中心に行う受援体制を構築

### (6) ライフライン事業による現地調整会議への参加

- ・流域関連の上水、工業用水等の使用制限要請
- ・施設の同時利用再開の業業者間への展開

## 第14節 警察警備計画

### 1 警備方針

警察の警備活動は、「山梨県警察災害警備計画」に基づき実施するものとする。

### 2 災害に備えての措置

警察本部等が平素災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警備体制の整備
- (2) 情報収集、情報発信及び連絡体制の整備
- (3) 情報通信の確保
- (4) 交通確保に関する体制及び施設の整備
- (5) 避難誘導の措置
- (6) 住民等の防災活動の促進
- (7) 危険箇所の調査
- (8) 重要施設の警戒
- (9) ボランティアの受入れのための環境の整備
- (10) 災害対処訓練の実施、大規模災害警備対策に関する調査及び研究

### 3 警備体制

警察は大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「本部長を長とする災害警備本部甲号」を設置して対応するものとする。

### 4 災害警戒本部等の設置

警察が、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び報告
- (2) 救出・救助活動

- (3) 避難誘導等
- (4) 身元確認等
- (5) 二次被害の防止
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 緊急交通路の確保
- (8) 被災者への情報伝達活動
- (9) 報道対策
- (10) 情報システムに関する措置
- (11) 関係機関との相互連携
- (12) 自発的支援の受入れ

## 5 災害復旧・復興

警察が行う災害復旧・復興については概ね次のとおりとする。

- (1) 警察施設の復旧
- (2) 暴力団排除活動の徹底
- (3) 交通規制の実施

### 第15節 民生安定事業

#### 1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

##### (1) 要 旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度

##### (2) 被災者生活再建支援法の適用要件

###### ①対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

###### ②対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (3) 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

## 2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

### (1) 要旨

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

### (2) 適用要件

- ①対象とする自然災害  
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- ②対象となる被災世帯  
被災者生活再建支援法と同一

### (3) 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

## 3 中小企業金融対策

### (1) 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	所災害救助法又は動接の間接のうちに被害を被った金庫が特に指定した地域に		既往貸付の残高に拘らず(直貸)一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸)一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	力的担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	所災害救助法又は動接の間接のうちに被害を被った金庫が特に指定した地域に		(1)各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める (3) 代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧貸付	所災害救助法又は動接の間接のうちに被害を被った金庫が特に指定した地域に		定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 JA山梨信連 各農協	経済変動対策(経済危機・災害復旧関係)	に政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (うち1年以内又は2年の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (うち1年又は2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

## (2) 信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

- a 災害関係保証に係る中小企業者1人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- b 信用保証料の低減措置をとる。

## 4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度(建築住宅課)

(1) 新築住宅 400万円、18年償還(内3年据置)

(2) 改修住宅 200万円、11年償還(内1年据置)

※ 住宅金融支援機構と併せ貸し

※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

## 5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

### (1) 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

### (2) 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人 200万円、法人 2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250万円、法人 2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協 2,500万円（連合会 5,000万円） 激甚災害の場合、農協 5,000万円（連合会 7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は融資機関



(3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据え置き）	10年以内 （うち3年据え置き）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦または半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市町村（県は全額市町村に貸与、国はそのうち%を貸与する）	県

7 義援金品募集配分計画

(1) 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。  
県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

(2) 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

### (3) 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

## 8 労働力確保対策

### (1) 労働力の確保

ア 公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うための次の措置をとる。

- ① 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- ② 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- ③ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- ④ 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、予め居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

イ 市町村長、公共職業安定所長の措置する労働力の確保について資料の提供及び連絡等について協力する。

### (2) 災害応急対策求人について

市町村長又は防災関係機関の長は、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭で申し込む。

- ・職種別所要求人の数
- ・作業場所及び作業内容
- ・作業時間、賃金等の労働条件
- ・その他必要な事項
- ・必要とする期間
- ・宿泊施設の状況

### (3) その他

ア 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域の同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

イ 公共職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

## 9 罹災証明書の交付等

- ・市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。

- ・市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- ・市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

## 10 被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

## 1 1 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び市町村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

## 第 1 6 節 災害ボランティア支援対策

### 1 災害ボランティアの受け入れ

県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県、市町村及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

### 2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会が設置する山梨県災害救援ボランティア本部と連携する。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。

さらに、県、市町村及び関係団体は、被災地入りしている N P O ・ ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

### 3 災害ボランティアにおける官民連携体制の強化

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。

また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 第4章 災害復旧・復興対策

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、内閣府による緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請等がある場合、必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で当該地方公共団体又はその団体の長に代って工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国〔国土交通省〕は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国〔国土交通省〕は、都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。

国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物

資の管理・輸送等)については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

## **1 公共土木施設災害復旧事業計画**

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

## **2 農林水産業施設災害復旧事業計画**

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

## **3 中小企業施設災害復旧事業計画**

## **4 都市災害復旧事業計画**

## **5 上水道等災害復旧事業計画**

## **6 住宅災害復旧事業計画**

## **7 社会福祉施設災害復旧事業計画**

## **8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画**

## **9 学校教育施設災害復旧事業計画**

## **10 社会教育施設災害復旧事業計画**

## **11 その他災害復旧事業計画**